

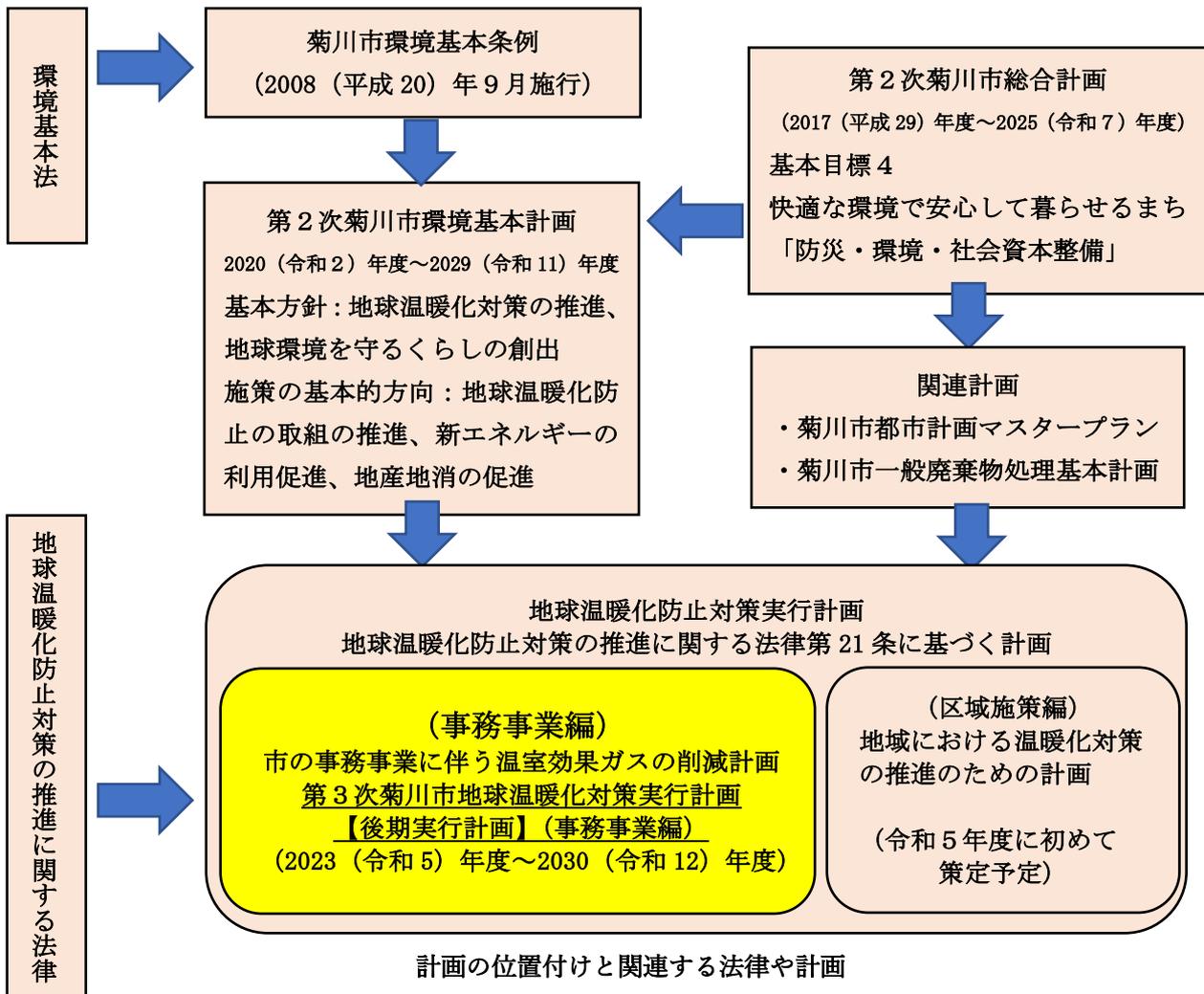
第3次菊川市地球温暖化対策実行計画【後期実行計画】 (事務事業編)【概要版】

【2022（令和4）年度～2030（令和12）年度】

1. 計画策定の背景と意義

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づいたもので、そのうち、地方公共団体自らの事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減等の措置を定めた「事務事業編」です。

2018（平成30）年に「第3次菊川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第3次実行計画」という。）を策定しましたが、国の地球温暖化対策計画及びその根拠となる関連計画が策定され、カーボンニュートラルに向けた新たな中・長期目標が掲げられたことから、本計画は、それらの目標や計画と整合させるため見直しを行うものです。



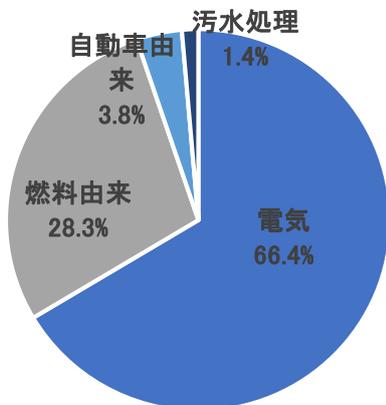
2. 「温室効果ガス総排出量」の内訳及び推移

2021（令和3）年度の内訳は電気からの排出量が最も多く66.4%、次いで燃料由来が28.3%、自動車由来が3.8%、汚水処理が1.4%です。

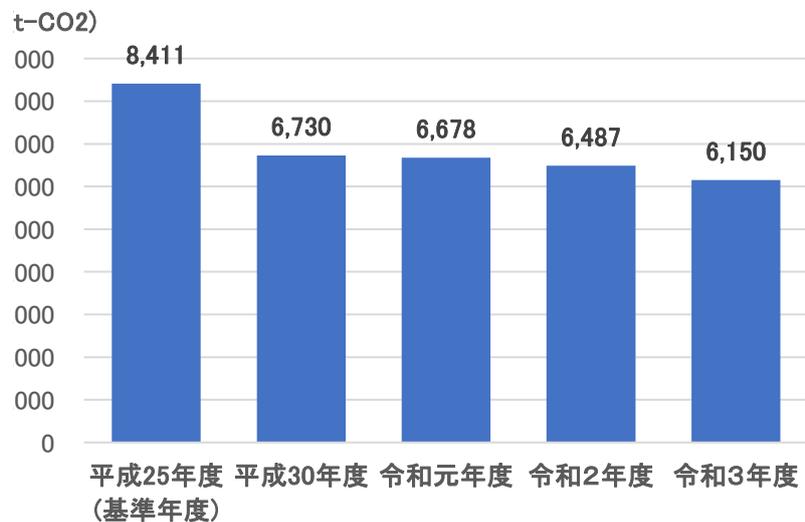
2021（令和3）年度温室効果ガス排出量

項目	単位	活動量	排出ガス	排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	
電気	(kWh)	10,064,525	CO2	4,086	66.4%	
燃料由来	ガソリン	(L)	30,229	CO2	70	1.1%
	灯油	(L)	54,934	CO2	137	2.2%
	軽油	(L)	18,787	CO2	48	0.8%
	A重油	(L)	419,930	CO2	1,138	18.5%
	LPG	(m ³)	58,506	CO2	350	5.7%
自動車由来	走行距離	(km)	938,946	CH4 N2O	7	0.1%
	ガソリン	(L)	80,781	CO2	188	3.0%
	軽油	(L)	16,784	CO2	39	0.6%
	エアコン	(台)	143	HFC	2	0.03%
汚水処理	下水	(m ³)	1,215,249	CH4 N2O	85	1.4%
合計温室効果ガス排出量				6,150	100%	

排出量は年々減少しており、令和3年度では基準年度に比べ-2,221t-CO2（-26.4%）となっています。



温室効果ガス排出内訳
(2021 (令和3) 年度)



3. 本計画の基本的事項

対象範囲

市役所本庁舎、小笠支所、中央公民館、プラザげやき、病院、消防署、菊川市水道事務所、浄水場、下水処理場、最終処分場、学校等に加え、公園及び消防団の施設等（新設された施設や指定管理者制度の対象施設も含む）

算定対象となる温室効果ガス

二酸化炭素（化石燃料、森林伐採）、メタン（家畜や天然ガスの生産）、一酸化二窒素（燃料の燃焼、工業農業活動等）、ハイドロフルオロカーボン（冷蔵庫、エアコンの冷媒等）

基準年度：2013(平成 25)年度 計画期間：2023（令和 5）年度～2030（令和 12）年度

本計画に取り組むことにより達成可能な SDGs です。



4. 「温室効果ガス総排出量」に関する目標

2050（令和 32）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、削減目標を以下の通り設定します。

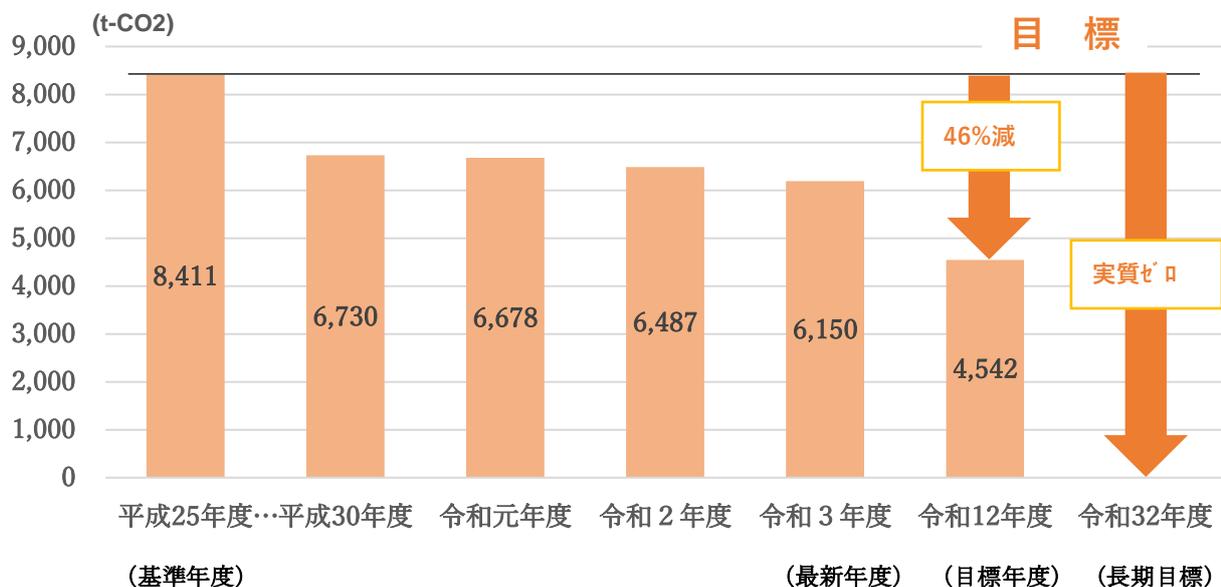
【削減目標】

2013(平成 25)年度を基準年度とし、2030(令和 12)年度までに **46%**の削減を目指します。

2013(平成 25)年度排出量 **8,411** t-CO₂ → 2030(令和 12)年度目標排出量 **4,542** t-CO₂

【長期削減目標】

2013(平成 25)年度を基準年度とし、2050(令和 32)年度の排出量を実質ゼロとします。



5. 目標達成に向けた取組み

- (1) エコアクション 21 の拡大（令和 5 年度に埋蔵文化財センターへ導入）
- (2) 省エネ診断と運用改善（ESCO 事業、BEMS）
- (3) 設備更新時の高効率機器の導入（LED 照明、高効率空調等）
- (4) 建築物の省エネルギー化の推進（建物の ZEB 化）
- (5) 公用車の利用に伴う燃料使用（エコドライブ、次世代自動車の導入）
- (6) 再生可能エネルギーの導入（太陽光発電等再エネの導入）
- (7) その他（電気排出係数の削減等）

6. 進捗管理の仕組み

温室効果ガス削減に向けた取組を全庁挙げて推進し、実効性を担保していくためには、温室効果ガス削減の方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その結果を確認及び評価し、改善していく必要があります。これは環境マネジメントシステムと呼ばれる仕組みであり、本市のエコアクション 21 にも採用されています。今後、本計画の実施にあたりエコアクション 21 の実施体制を最大限に活用し、全庁的に計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）及び見直し（Action）を行うことで、継続的な運用改善を図ります。

